

元治二年一月二十四日より元治二年一月廿八日まで

P8311217 right

廿四日申 晴風徹曉迄不止

出 殿別当として馬を募らしめんが為に、本日は駕を用由、藤山稽古はじめに来る酒肴蕎麦等を設く、大岡兵衛頭方売馬一疋別当牽来る、乗試しむ

廿五日酉 晴猶烈風到曉漸止

鵜飼(弥)来り、杉浦(□蔵)の義に付縷々聞る、長(兵庫)志願筋の義に付来る、□々述る、

内藤(立)来り

面す、出 殿、細谷小君初て来り、鮎、霜糖等持参せし旨、酒肴を設く、且残半衿等を遣す
広沢に馬具を返し遣す

廿六日戌 晴

吉田(保)身分の義に付、来り面す、松盛亭稽古に来る、保三来る、出 殿、山ノ井年賀に来る、一杯を勸し旨、黄窪小君少女と共に年賀に来り煮□品、其外小品数種持

P8311217 left

参、酒肴を設く、跡目願いの一條とうめ婚儀の一條等咄し聞る、柳亭稽古に来る

一泊、荒井佐太郎(金好斎)年賀に来り、自彫骨の扇一柄を贈らる

廿七日亥 晴

出 殿、飛驒守殿明日金港仏館へ御請招申候に付、星順拘らず随従の様、御談有し、須崎伯母年賀として来り数種の小品を贈られ正覚同行し来る、酒肴を設く柳亭も陪酬し

一統同道にて帰れり、正泉寺へ殊通弁官外老人、本日出府途中品駅おゐて小銃打放のもの有し云々、且同人義外国奉行面会の義申出るに付、明日宿寺へ出張の様文通有し、然処明日飛驒守殿御随行に付、其段を以断り申遣す

廿八日子 晴

朝第七時出宅御軍艦局へ第八時参着、松平対馬、栗本(瀬)と浅野伊賀等追て参着、飛驒守殿御出

()内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。15,

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。